三菱東京ＵＦＪ銀行玉出支店　山田　　琢　4671636
三菱東京ＵＦＪ銀行名古屋港支店　長谷川　諭　1106977
りそな銀行高円寺出張所　荒井　和広　1464520
りそな銀行常盤台支店　髙橋　英則　4488885
りそな銀行船橋支店　八幡　寛之　0046951

⑵　主な犯行態様
ア　有料アダルトサイト利用者の名簿に記載された被害者へ電話する。
イ　応対に出た被害者に「あなたは以前、有料アダルトサイトに会員登録されています。登録費用や使用料金などが未払いになっています。会員登録の解除をするのに、サーバ管理料や維持費等の費用が必要です。」などとうそを言う。
ウ　指定した銀行口座に振り込ませる。
エ　振り込まれた現金を犯人が引き出して手に入れる。

５　開始決定の時における給付資金の額　金2,756万3,866円
６　支給申請期間　平成24年９月19日から同年12月18日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　横浜地方裁判所小田原支部
⑵　被告人氏名　ア　芳賀　　望　イ　柴　　圭司　ウ　平川　健太　エ　差波　俊介
オ　杉田　　亘
⑶　裁判年月日　ア　平成22年３月26日　イ　平成22年５月26日　ウ　平成22年３月26日
エ　平成22年３月17日　オ　平成22年３月23日
⑷　確定年月日　ア　平成22年４月10日　イ　平成22年９月28日　ウ　平成22年４月10日
エ　平成22年４月１日　オ　平成22年４月７日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
芳賀望らは共謀の上、有料アダルトサイト会員登録費用の遅延金等の支払いが必要であるかのように虚偽の事実を申し向けて、被害者から金員を詐取するに当たり、その詐取金を他人名義の口座に振込入金させて犯罪収益の取得につき事実を仮装しようと企て
①　平成19年10月10日から同月11日までの間、被害者をして、芳賀らが管理する架空口座である東京都内の三菱東京ＵＦＪ銀行高田馬場支店に開設された阿部哲夫名義の普通預金口座に現金合計126万6,000円を振込入金させ
②　平成20年４月10日から同月14日までの間、被害者をして、芳賀らが管理する借名口座である名古屋市内の三菱東京ＵＦＪ銀行名古屋港支店に開設された長谷川諭名義の普通預金口座ほか１口座に現金合計110万円を振込入金させ
③　同年８月19日から同月20日までの間、被害者をして、芳賀らが管理する借名口座である東京都内のセブン銀行パンジー支店に開設された増川貴巳名義の普通預金口座に現金合計20万円を振込入金させ
④　同年10月３日から同年12月25日までの間、被害者２名をして、芳賀らが管理する借名口座である東京都内のジャパンネット銀行本店営業部に開設された前川勝司名義の普通預金口座ほか３口座に現金合計1,548万円を振込入金させ
⑤　平成19年10月２日から平成20年４月14日までの間、被害者160名をして、芳賀らが管理する架空又は借名口座である東京都内の三菱東京ＵＦＪ銀行高田馬場支店に開設された阿部哲夫名義の普通預金口座ほか３口座に現金合計4,893万3,150円を振込入金させ
もって犯罪収益の取得につき事実仮装したものである。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒231―0021　横浜市中区日本大通９番地
横浜地方検察庁　被害回復給付金事務担当
電話番号　045―211―7629

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（横浜地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（横浜地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 19 日

中部地方整備局長　梅山　和成

１　処分をした年月日　平成24年８月29日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社郷鉄工所　加納　　静　岐阜県不破郡垂井町表佐字大持野58―２　国土交通大臣許可（特―23）第12049号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年８月９日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第１１４号
北海道紋別郡遠軽町湯の里
申立人　田中　睦子
本籍佐賀県佐賀市与賀町82番地３、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　田中　　康
大正12年１月４日生
公示催告期間満了日　平成25年４月３日
釧路家庭裁判所遠軽出張所

平成２４年（家）第２５２号
青森県青森市浪岡大字浪岡字細田93番地３
申立人　工藤定衛右門
本籍青森県青森市浪岡大字浪岡字細田89番地１、最後の住所青森県南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田89番地１
不在者　工藤　英雄
大正15年９月10日生
公示催告期間満了日　平成25年４月30日
青森家庭裁判所弘前支部

平成２４年（家）第１２１号
埼玉県北足立郡伊奈町栄４―53―５
申立人　及川　洋子
本籍岩手県二戸市石切所字村松57番地イ、最後の住所岩手県二戸郡一戸町楢山字平船30の１
不在者　浪岡　　誠
昭和11年４月19日生
公示催告期間満了日　平成25年３月29日
盛岡家庭裁判所二戸支部

平成２４年（家）第３１４号
神奈川県相模原市緑区相原５―４―６
申立人　五味美恵子
本籍神奈川県相模原市緑区相原５丁目566番地10、最後の住所神奈川県相模原市相原５丁目４番６号
不在者　五味　利男
大正13年２月９日生
公示催告期間満了日　平成25年４月１日
横浜家庭裁判所相模原支部